DNA 型鑑定を、「信じる」から「検証する」へ。

佐賀県警の鑑定不正が問い直した、科学証拠の信頼と冤罪防止

> DNA 型鑑定は、無実の人を救い、真犯人の特定にも役立つ有力な手段です。しかし、試料の採取・保管・検査・解析には人の作業が介在します。結果を「科学だから正しい」と受け入れるのではなく、その根拠と経過を確かめる必要があります。

01 佐賀県警では、何が起きたのか

2025 年 9 月 8 日、佐賀県警の科学捜査研究所（科捜研）で元職員による鑑定不正が発覚。検査せず「DNA 型不検出」と報告する、別の試料・データを流用する、残った鑑定資料を偽装するなどの行為が確認されました。確認された不正の期間は 2016 年 8 月〜2024 年 10 月です。

130 → 239 件	37 件	8 件
不適切な取扱いの件数 県警当初調査 → 特別監察	捜査への支障が あったか不明	不正による「不検出」で 捜査への支障が不明

※元職員が担当した DNA 型鑑定 632 件中 239 件で不適切な取扱いを確認。37 件は 29 件＋上記 8 件。これらは「冤罪が 239 件あった」という意味ではありません。

02 「DNA 型が一致」すれば、犯人だといえるのか

一致した DNA が「いつ・誰によって・どのように」付着したかは、鑑定結果だけでは分かりません。試料が本物か、混入や取り違えがないかも重要です。

採取・保管	検査・分析	解析・判断
資料の取り違え・混入、保管の記録	未実施、別試料・過去データの流用	波形の処理、設定値、判定の根拠

鑑定書だけでは不十分です。資料の採取から検査・解析・判定に至る鑑定作業の経過を、各段階で記録・保管する必要があります。元の試料、未加工の電子生データ、操作ログ、作業写真、残余資料の管理記録とともに開示し、第三者が検証できることが不可欠です。

03 警察の特別監察でも残った疑問

> 警察庁は 2026 年 6 月、「公判への影響はなかった」と報告しました。一方で、37 件は「本来分かったはずの被疑者を特定できなかった」可能性を否定できません。外部有識者の意見は取り入れたものの、調査主体は警察組織です。

第三者調査を求める声。 佐賀県議会は 2025 年 10 月 2 日に全会一致で要求しましたが、県警本部長は 2026 年 10 月 23 日も「不要」との見解を維持しました。

04 科捜研の鑑定書を「証拠能力」から争う

科捜研は捜査を担う警察の内部機関です。裁判所が鑑定人を選任して宣誓を求める鑑定と比べ、同等の公平性・中立性が確保されているとの保証はありません。鑑定作業の経過や生データの記録・保管・開示が不十分なら、手続と結論を第三者が検証できません。

> **【法的提言】** 捜査機関の依頼による鑑定書にも、刑訴法 321 条 4 項を準用する判例があります（最一小判昭和 28 年 10 月 15 日）。一方、最高裁昭和 27 年 4 月 9 日大法廷判決（刑集 6 巻 4 号 584 頁）は、証言拒絶をめぐる伝聞例外について、法定の供述不能事由と「同様又はそれ以上」の事由が必要であると論じました。鑑定書への適用を直接判断した判例ではありませんが、この趣旨を踏まえ、科捜研の鑑定書の実質的な「同等性」を吟味すべきです。裁判所が命じた鑑定と「同等の」公平性・中立性や鑑定経過の透明性・検証可能性を欠く鑑定書は、結論の信用性（証明力）だけでなく、科学的証拠としての許容性（証拠能力）自体を争うべきです。弁護側が鑑定書の証拠能力に異議を述べ、各種データの開示や鑑定人尋問を求め、鑑定の経過と結論を検証することが重要です。

科学鑑定を検証可能にする３つの提言

1. **鑑定機関の中立性** 科捜研の警察からの分離や、独立機関への鑑定委託を進める。
2. **資料・各種データ（電子生データを含む）・鑑定の経過の開示** 各工程を記録・保管し、弁護側の検証を法的に保障する。
3. **鑑定書の証拠能力を問い直す** 裁判所の鑑定と同等の公平性・中立性や、鑑定経過の透明性を欠く場合、証拠能力自体を争う。

資料：警察庁「佐賀県警察に対する特別監察結果報告書」（2026 年 6 月）／佐賀県議会決議（2025 年 10 月 2 日）／刑訴法 165・166・321 条 4 項／最高裁昭和 27 年 4 月 9 日・昭和 28 年 10 月 15 日各判決／提供原稿「科学捜査の神話を破砕した佐賀県警 DNA 型鑑定不正」。